徳島県告示第六百十一号

変更について次のとおり承認したので、 十七号)第九条第二項後段の規定に基づき、 徳島県立航空旅客取扱施設の設置及び管理に関する条例(平成二十九年徳島県条例第三 同条第三項の規定により告示する。 徳島県立航空旅客取扱施設の利用料金の額の

令和元年十二月二十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 利用料金の額

	航空関連団体用業務施設	扱施設(搭乗 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・				
		合和月でる場合	国際線においる。	合利用する場		区
		上の航空機座席数が二百一席以	の航空機座席数が二百席以下	上の航空機座席数が二百一席以	の航空機座席数が二百席以下	, ,,,
	l - 平方メ		_ _ _	回	回	単
	月					位
	二、七五〇円		八八、000円	六六、000円	町町、000円	利用料金の額

備考

- 一回」とは、航空機一機ごとの離陸又は着陸のためのそれぞれの利用をいう。
- 2 の業務施設をいう。 「航空関連団体用業務施設」とは、 税関、出入国の管理、検疫等を実施するため
- 3 Ιţ いて、一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。 利用期間が一月に満たない場合及び利用期間に一月に満たない端数が生じた場合 それぞれ当該月の現日数を基礎として、日割りにより計算する。 この場合にお
- に一平方メートルに満たない端数が生じた場合の当該端数の利用面積は、 一平方メートルとして計算する。 利用面積が一平方メートルに満たない場合の当該満たない利用面積及び利用面積 それぞれ

一適用

用する。 令和元年十月一日以後の徳島県立航空旅客取扱施設の利用に係る利用料金につい て適